富山県	一、九〇三人
石川県	一、九三〇人
福井県	一、六五二人
岐阜県	三、四一〇人
愛知県	一三、〇七七人
三重県	二、九七四人
滋賀県	二、一九一人
京都府	六、三四六人
大阪府	二〇、七一八人
兵庫県	一一、五五九人
奈良県	二、四一六人
和歌山県	二、一〇三人
鳥取県	一、一九三人
島根県	一、四七四人
岡山県	三、三九五人
広島県	四、九九五人
山口県	三、〇四〇人
徳島県	一、五〇五人
香川県	一、八〇五人
愛媛県	二、三七五人
高知県	一、五六四人
福岡県	一〇、五九二人
佐賀県	一、六五三人
長崎県	二、九八七人
熊本県	二、九八二人
大分県	二、〇二一人
宮崎県	一、九七三人
鹿児島県	二、九四七人
沖縄県	二、五五三人

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第七十一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第二項第二号チ及び第五項第三号、第八十六条第二項並びに第百二十四条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項第一号中「又は委託費」を「、委託費又は利子補給金」に改める。

第五十一条第一項第二号並びに第六項第五号及び第六号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　原子力発電に使用される核燃料物質の貯蔵に要する費用に係る補助金の交付

十　原子力発電に使用される核燃料物質の輸送経路の利用可能性を実証するために要する費用に係る補助金の交付

第五十二条第一項第四号ホ中「同項第十一号」を「同項第十三号」に改め、同項第五号ト中「、第九号及び第十号」を「及び第九号から第十二号まで」に改める。

第六十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業により同条第一項第一号に規定する農地について同条第四項第一号に規定する利用権の設定又は移転を受けた者に対して行う交付金の交付

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　**直**人

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人